

鎌倉市「地域経営型PPP」検討調査業務委託契約書

鎌倉市

鎌倉市（以下「甲」という。）と公益社団法人観光協会（以下「乙」という。）とは、鎌倉市「地域経営型PPP」検討調査業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、鎌倉市「地域経営型PPP」検討調査業務（別紙仕様書のとおり。以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から平成26年2月28日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、8,988,000円（うち消費税額及び地方消費税額428,000円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により免除する。

（契約履行の場所）

第5条 契約履行の場所は、次のとおりとする。

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 他

（業務の着手）

第6条 乙は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

（検査等）

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務完了届、委託成果品及び委託料請求書（以下「業務完了届等」という。）を提出し、検査を受けなければならない。

2 甲は、第項の業務完了届等の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

3 乙が前項の検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

（委託料の支払）

第8条 甲は、前条第1項の業務完了届等が正当であると認めたときは、業務完了の日から3.0日以内に乙に委託料を支払う。

（履行遅滞による違約金）

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第14条に定める率に相当する遅延利息を、乙に請求するものとする。

(危険負担)

第10条 乙が委託成果品を甲に提出する前に、委託成果品について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は、業務が完了した委託成果品の瑕疵について、担保の責めを負うものとする。ただし、甲の指示した事項によって生じた瑕疵については、担保の責めを負わないものとする。

2 前項に定める瑕疵担保の存続期間は、業務完了の時から1年とする。

3 甲は、前項に定める期間内において、瑕疵のある業務の委託成果品について、乙に対し相当の期限を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

5 甲は、第2項に定める期間内において、業務を完了した委託成果品について、瑕疵を発見した場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が所在不明となったとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

(乙の契約解除権)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の指示により業務を変更したため、委託料が3分の1以上減少したとき。

(2) 甲の指示による業務の中止期間が、契約期間の2分の1以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後の3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(法令等の遵守)

第14条 乙は、業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に対し損害を与えたとき。
- (2) 第12条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(一括再委託の禁止等)

第16条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し、書面により甲の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面をもって甲が承認した場合は、この限りではない。

(契約の内容変更等)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

(相手方に対する通知の発効時期)

第19条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(環境配慮)

第22条 乙は、甲に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

- (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙及び役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 乙が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 乙が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、第3条に定める委託料の金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争、又は疑義を生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙間の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

別 紙

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報保護条例等の遵守)

第1条 受託者（受託者から当該委託に係る業務の一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「乙」という。）は、鎌倉市（以下「甲」という。）の定める鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「条例」という。）及び鎌倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(受託者の措置義務)

第2条 乙は、条例第14条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いのため、次条以下に定める必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所を特定し、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第8条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は破棄しなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

(事故時の対応)

第10条 乙は、再委託をした場合を含め、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を甲が別に定める書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失を問わず、乙又は再委託先が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲又は第三者に対して損害を発生させた場合は、乙は、甲又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

鎌倉市‘地域経営型 PPP’ 検討調査業務委託 仕様書

本仕様書は、鎌倉市を甲、公益社団法人鎌倉市観光協会を乙とし、甲が発注する「鎌倉市‘地域経営型 PPP’ 検討調査業務委託（以下「委託業務」という。）」の概要を示すものである。

1 目的

少子高齢化の進行、老朽化した公共施設の維持管理等、自治体の財政状況は厳しさが増している。この様な状況の中、安定的な都市経営を行うため、都市の抱える課題解決に民の知恵や技能、資金（市民等からの寄付を含む）等を組み入れたこれまでにない形での官民連携スキームである鎌倉市‘地域経営型 PPP’について検討調査を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 整備を必要とするインフラ等の課題抽出手法の検討
- (2) 官民連携によるプロジェクト認定手法の検討
- (3) 寄付への共感・行動を喚起できる「課題・プロジェクト案」の提示手法の検討
- (4) 寄付金の収納・管理・活用の仕組みの検討
- (5) 実行・モニタリングの手法と寄付者への伝達方法の検討
- (6) VFM の検証・アンケート調査等による効果測定と可視化の方法の検討
- (7) 運営主体の検討
- (8) 行政の既存事業との関係の明確化
- (9) 新たな寄付手法の開発

3 委託業務期間

契約締結日から平成 26 年 2 月 28 日まで

4 委託成果品

- (1) 検討調査結果報告書
(WORD ファイル用 CD 1 枚及び PDF ファイル用 CD 1 枚、印刷物 200 部)
- (2) 観光客等意識調査用コンテンツ 一式

5 一般仕様

- (1) 乙は、本業務委託に係る趣旨・目的を十分に理解し、正確、丁寧に、誠意を持って、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。
- (2) 乙は、関係法規を遵守するとともに、適正な情報管理に努めなければならない。
- (3) 委託成果品の著作権は甲に帰属するものとし、乙は、業務の過程及び結果から知り得た情報について、甲の許可を得ずに公表してはならない。
- (4) 乙は、契約締結後、速やかに作業工程表を甲に示し、承諾を得るとともに、定期的に甲と打ち合わせを行い、業務の進捗状況を報告しなければならない。
- (5) 乙は、委託業務を行うに当たり、市民、観光客等へ誠実に対応し、紛争等

が生じたときは、解決に向けて尽力しなければならない。

6 特記仕様

- (1) 乙は、寄付への共感・行動を喚起するための調査として、インターネットや大型ディスプレイを使用して「課題・プロジェクト案」を一定期間提示することにより、市民、観光客等を対象にしたモニタリング調査を行わなければならない。
- (2) 乙は、委託業務に係る周知・啓発活動として講演会、又は、市民等が参加するワークショップを1回以上行わなければならない。

7 その他

(1) 仕様書の変更

本仕様書を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、必要な手続を経て変更するものとする。

(2) 疑義の解決等

本仕様書に記載のない事項及び委託内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決を図るものとする。





支出負担行為伺書

決裁区分 市(副)教・部・次・課 市長				教育長	部長等 	次長等 	合 財政課 議	課長等 	課長代理等	課長補佐等 	担当係長等
主 課長等 	課長代理等	課長補佐等	担当係長等 	担当者 	課長等	課長代理等		課長補佐等	担当係長等		

発議番号	起案年月日	決裁年月日	支出区分
17183	平成 25 年 9 月 2 日	平成 25 年 9 月 5 日	通常払

次のとおり執行してよいでしょうか。

所属課	政策創造担当		
年度	25	会計	一般会計
10 款	総務費	目	予算現額 17,204,000 円
5 項	総務管理費	別	配当予算残額 16,236,500 円
25 目	企画費	事業	予算現額 17,204,000 円
大事業 5	企画総合計画の経費	別	配当予算残額 16,236,500 円
中事業 5	企画総合計画事業	施行(予定)日	平成 年 月 日
13 節	委託料	契約年月日	平成 25 年 9 月 13 日
細節	委託料	検収(確認)日	平成 年 月 日
件名	'地域経営型PPP' 検討調査業務委託		
金額	¥8,988,000 円 (うち消費税額 428,000 円)		
支払先	* * *		
契約の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約 <input checked="" type="checkbox"/> 鎌倉市契約規則第35条による随意契約 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/>		
備考欄			

支 出 負 担 行 為 内 訳

1	内 容	'地域経営型PPP' 検討調査業務委託			
	規 格				
	単 価	数 量	単 位	金 額	
	8,560,000 円	1	式	8,560,000 円	
	債 権 者	* *			
2	内 容	消費税			
	規 格				
	単 価	数 量	単 位	金 額	
	円			428,000 円	
	債 権 者	* *			
	内 容				
	規 格				
	単 価	数 量	単 位	金 額	
	円			円	
	債 権 者				
	内 容				
	規 格				
	単 価	数 量	単 位	金 額	
	円			円	
	債 権 者				
	内 容				
	規 格				
	単 価	数 量	単 位	金 額	
	円			円	
	債 権 者				

1 内容説明

少子高齢化や老朽化した公共施設の維持管理負担の増大等、自治体の財政状況が厳しい中、都市が抱える課題の解決に民間の知恵と資金を組み入れる、これまでにない形での先導的な官民連携スキームとして鎌倉市‘地域経営型 PPP’検討調査業務の委託契約を締結しようとするものです。なお、委託業務の概要は別添仕様書のとおりです。

2 契約予定金額

8,988,000円（うち消費税額及び地方消費税額428,000円）

3 契約予定者

鎌倉市御成町1番12号
公益社団法人 鎌倉市観光協会

4 契約期間

契約締結日から平成26年2月28日

5 契約保証金

鎌倉市契約規則第5条第3号により免除

6 履行場所

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所内 他

7 業者選定の理由

別紙のとおり。

8 見積金額

公益社団法人 鎌倉市観光協会 8,988,000円（うち消費税額及び地方消費税額428,000円）

9 添付書類

- (1) 契約書（案）
- (2) 仕様書（案）
- (3) 作業責任者等報告書
- (4) 見積書（1通）

(別紙)

‘地域経営型 P P P’ 検討調査業務委託
随意契約理由書

本件業務は、少子高齢化や老朽化した公共施設の維持管理負担の増大等、自治体の財政状況が厳しい中、都市が抱える課題の解決に民間の知恵と資金を組み入れる、これまでにない形での先導的な官民連携スキームとして鎌倉市‘地域経営型 P P P’ 検討調査を委託するものです。

鎌倉市には年間 1900 万人の観光客が訪れます。当然ながら本市の公共インフラは、この来訪者数に見合ったボリュームのものを整備・管理していくことが求められます。また、災害対策においても同様です。本市の来訪者数は、市民の 100 倍以上に相当する人数で、この公共インフラを将来に渡って市民だけで維持・管理していくことは、不可能です。このため、今後は、来訪者も、まちのステークホルダーとしてまちづくりに参画してもらうことが必要です。本市の観光客は、リピーターが非常に多く、鎌倉のまちと関わりを持ちたいと感じている人は少なくないといった視点から、これまで公益社団法人鎌倉市観光協会（以下「鎌倉市観光協会」といいます。）とともに、来訪者がまちづくりに参画できる仕組みの研究を行ってきました。今回の調査業務は、この経過を踏まえて実施しようとするものです。

また、事業主体が寄付を受ける前提であることを考慮すると、受託者を寄付金提供者が寄付控除を受けられる公益法人に限定することで、より効果的な事業展開が図れることとなります。また、公共インフラの整備・維持・管理の選択のための意見集約や合意形成を民間企業に委ねることは、公正性、公平性といった視点から、市民の理解が得られません。

以上の検討経緯を踏まえて、今後の事業化を視野に入れると、本件業務の委託先は、鎌倉市観光協会が最も適当であり、他に同等の団体はありません。また、当事業の実施により本市の観光振興とまちづくりを融合させることができるのは、鎌倉市観光協会以外にはありません。

鎌倉市観光協会は、昭和 25 年設立以来、鎌倉まつりや鎌倉薪能その他多くの観光行事を開催するなど、事業遂行能力のある公的団体です。昭和 63 年に社団法人として認定された後、今年度、公益社団法人の認可を受けました。これまでの活動により様々なデータを蓄積するとともに会員を通じて市内各分野に幅広いネットワークも保持するとともに、近年、組織の見直しにより機能強化が図られ専門家等の人材強化にも取り組んでおり、今回の業務を遂行する能力を十分に備えています。

見積金額については、観光協会が蓄積してきたデータやノウハウを活用して調査専門業者が官民連携の具体的な実現方法等について検討することについて見積もられたもので、本件事業費見積内容は、国庫補助事業の採択にあたり国土交通省の詳細な審査を経て事業採択されたものであり、国土交通省が定める平成25年度設計業務等技術者単価に基づき適正に算出されたものであり、妥当な契約予定価格であります。

以上のことから、本件委託業務については、公益社団法人鎌倉市観光協会との随意契約により契約を締結しようとするものです。

(案)

鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務委託契約書

鎌倉市（以下「甲」という。）と公益社団法人観光協会（以下「乙」という。）とは、鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務（別紙仕様書のとおり。以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から平成26年2月28日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、8,988,000円（うち消費税額及び地方消費税額428,000円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により免除する。

（契約履行の場所）

第5条 契約履行の場所は、次のとおりとする。
鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 他

（業務の着手）

第6条 乙は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

（検査等）

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務完了届、委託成果品及び委託料請求書（以下「業務完了届等」という。）を提出し、検査を受けなければならない。

2 甲は、第項の業務完了届等の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

3 乙が前項の検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

（委託料の支払）

第8条 甲は、前条第1項の業務完了届等が正当であると認めるときは、業務完了の日から30日以内に乙に委託料を支払う。

（履行遅滞による違約金）

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第14条に定める率に相当する遅延利息を、乙に請求するものとする。

（危険負担）

第10条 乙が委託成果品を甲に提出する前に、委託成果品について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（瑕疵担保責任）

第11条 乙は、業務が完了した委託成果品の瑕疵について、担保の責めを負うものとする。ただし、甲の指示した事項によって生じた瑕疵については、担保の責めを負わないものとする。

2 前項に定める瑕疵担保の存続期間は、業務完了の時から1年とする。

3 甲は、前項に定める期間内において、瑕疵のある業務の委託成果品について、乙に対し相当の期限を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

5 甲は、第2項に定める期間内において、業務を完了した委託成果品について、瑕疵を発見した場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

（甲の契約解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が所在不明となったとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

（乙の契約解除権）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の指示により業務を変更したため、委託料が3分の1以上減少したとき。

(2) 甲の指示による業務の中止期間が、契約期間の2分の1以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後の3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(法令等の遵守)

第14条 乙は、業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に対し損害を与えたとき。
- (2) 第12条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(一括再委託の禁止等)

第16条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し、書面により甲の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面をもって甲が承認した場合は、この限りではない。

(契約の内容変更等)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

(相手方に対する通知の発効時期)

第19条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(環境配慮)

第22条 乙は、甲に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙及び役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 乙が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 乙が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、第3条に定める委託料の金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争、又は疑義を生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙間の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 鎌倉市御成町1番12号
公益社団法人 鎌倉市観光協会
会長 井手 太一

別 紙

個人情報取扱いに関する特記事項

(個人情報保護条例等の遵守)

第1条 受託者（受託者から当該委託に係る業務の一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「乙」という。）は、鎌倉市（以下「甲」という。）の定める鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「条例」という。）及び鎌倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(受託者の措置義務)

第2条 乙は、条例第14条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いのため、次条以下に定める必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所を特定し、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第8条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は破棄しなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

(事故時の対応)

第10条 乙は、再委託をした場合を含め、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を甲が別に定める書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失を問わず、乙又は再委託先が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲又は第三者に対して損害を発生させた場合は、乙は、甲又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

鎌倉市「地域経営型 PPP」検討調査業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、鎌倉市を甲、公益社団法人鎌倉市観光協会を乙とし、甲が発注する「鎌倉市「地域経営型 PPP」検討調査業務委託（以下「委託業務」という。）」の概要を示すものである。

1 目的

少子高齢化の進行、老朽化した公共施設の維持管理等、自治体の財政状況は厳しさが増している。このような状況の中、安定的な都市経営を行うため、都市の抱える課題解決に民の知恵や技能、資金（市民等からの寄付を含む）等を組み入れたこれまでにない形での官民連携スキームである鎌倉市「地域経営型 PPP」について検討調査を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 整備を必要とするインフラ等の課題抽出手法の検討
- (2) 官民連携によるプロジェクト認定手法の検討
- (3) 寄付への共感・行動を喚起できる「課題・プロジェクト案」の提示手法の検討
- (4) 寄付金の収納・管理・活用の仕組みの検討
- (5) 実行・モニタリングの手法と寄付者への伝達方法の検討
- (6) VFMの検証・アンケート調査等による効果測定と可視化の方法の検討
- (7) 運営主体の検討
- (8) 行政の既存事業との関係の明確化
- (9) 新たな寄付手法の開発

3 委託業務期間

契約締結日から平成 26 年 2 月 28 日まで

4 委託成果品

- (1) 検討調査結果報告書
(WORD ファイル用 CD 1 枚及び PDF ファイル用 CD 1 枚、印刷物 200 部)
- (2) 観光客等意識調査用コンテンツ 一式

5 一般仕様

- (1) 乙は、本業務委託に係る趣旨・目的を十分に理解し、正確、丁寧に、誠意を持って、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。
- (2) 乙は、関係法規を遵守するとともに、適正な情報管理に努めなければならない。
- (3) 委託成果品の著作権は甲に帰属するものとし、乙は、業務の過程及び結果から知り得た情報について、甲の許可を得ずに公表してはならない。
- (4) 乙は、契約締結後、速やかに作業工程表を甲に示し、承諾を得るとともに、定期的に甲と打ち合わせを行い、業務の進捗状況を報告しなければならない。
- (5) 乙は、委託業務を行うに当たり、市民、観光客等へ誠実に対応し、紛争等

が生じたときは、解決に向けて尽力しなければならない。

6 特記仕様

- (1) 乙は、寄付への共感・行動を喚起するための調査として、インターネットや大型ディスプレイを使用して「課題・プロジェクト案」を一定期間提示することにより、市民、観光客等を対象にしたモニタリング調査を行わなければならない。
- (2) 乙は、委託業務に係る周知・啓発活動として講演会、又は、市民等が参加するワークショップを1回以上行わなければならない。

7 その他

(1) 仕様書の変更

本仕様書を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、必要な手続を経て変更するものとする。

(2) 疑義の解決等

本仕様書に記載のない事項及び委託内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

作業責任者等報告書

平成 25 年 9 月 2 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

公益社団法人鎌倉市観光協会

受注者 会長 井手 太一

鎌倉市「地域経営型 PPP」検討調査業務委託業務について、下記のとおり報告
します。

■ 作業責任者等事前報告について（事前報告）

作業責任者	公益社団法人鎌倉市観光協会	
作業従事者	公益社団法人鎌倉市観光協会	

■ 個人情報を取り扱う場所について（事前報告）

住 所	鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所内
-----	----------------------------

□ 作業責任者の変更について（申請）

旧作業責任者	
新作業責任者	

□ 作業従事者の変更について（報告）

旧作業従事者	
新作業従事者	

平成25年8月 27 日

鎌倉市長 様

〒248-0012
神奈川県鎌倉市御成町1-1 2
公益社団法人 鎌倉市観光協会
会長 井手 太一
TEL 0467-23-3050
FAX 0467-22-3516

御見積書

件名 鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務

上記業務について、次のとおり見積り申し上げます。

御見積額 金8,988,000円

(上記の金額には消費税5%を含んでいます。)

鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務

見積書

	種別	単価(円)	数量	単位	金額(円)	備考
直接人件費						
1	整備対象インフラ選定、官民連携手法、寄付金収納管理等の検討		1	式	814,800	
2	モニタリング手法、VFM検証、アンケート等効果測定及び運営主体検討		1	式	1,437,100	
3	既存の公共施設整備事業との整理、新たな寄付手法の検討		1	式	543,500	
4	報告書作成		1	式	149,000	
5	業務打合せ		1	式	325,500	
小計①					3,269,900	
直接経費						
	大型ディスプレイ使用料		1	式	760,000	
	出張交通費	1,780	10	名	17,800	
	写真・パネル製作	9,000	5	式	45,000	
	事業報告会等講師謝礼	50,000	2	回	100,000	
	報告書印刷製本	2,000	20	部	40,000	
小計②					962,800	
小計③(小計①+②)					4,232,700	
諸経費④						
(直接人件費×0.5385)			1	式	1,760,841	
一般管理費等 ((③+④)×0.4286)			1	式	2,566,459	端数処理 -2,372円
本体価格					8,560,000	
消費税						
			5	%	428,000	
合計					8,988,000	

起案 平成25年 8月28日	決裁 25年 8月28日	主管課	課長等 	課長代理等	課長補佐等	担当係長等	担当 
次のとおり協議してよいでしょうか。							

随意契約にかかる協議依頼書(25年度契約予定)

25年 8 月 28 日 提出

契約検査課長 様

政策創造担当 部

政策創造担当 課長
(担当者内線 2794)

次のとおり協議します。

委13-0157

契約案件の名称	‘地域経営型PPP’検討調査業務委託			
予算措置	(款) 10 総務費	(項) 05 総務管理費	(目) 25 企画費	(節) 13 委託料
予算額	9,000,000円		予算執行予定額	8,988,000円
契約予定日	平成 25年 9月 1日 ~ 平成 26年 2月 28日			
契約案件の内容	公共施設整備などの優先順位を市民等からの寄付(クラウド・ファンディング)により選択する、新しい官民連携スキームである鎌倉市‘地域経営型PPP’についての検討調査委託			
契約(見積合わせ)の相手方(予定者)	公益社団法人 鎌倉市観光協会			
随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□にレ点をつけてください)</p> <p><input type="checkbox"/> 1号該当 契約規則第35条第1項の適用によるもの</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2号該当 契約の性質又は目的が競争入札に適さない</p> <p><input type="checkbox"/> 3号該当 福祉施設等で製作した物品を買い入れる契約、シルバー人材センター・障害者支援施設等・母子福祉団体との役務の提供契約で、いずれも規則で定める手続きによるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 5号該当 緊急の必要により競争入札に付することができなとき</p> <p><input type="checkbox"/> 6号該当 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 7号該当 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 8号該当 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>(該当理由を具体的に記入してください。別紙可)</p> <p>別紙記載のとおり</p>			

上記契約案にかかる契約方法についての協議(結果)は、次のとおりとします。

協議の結果	<input checked="" type="checkbox"/> 1 随意契約を適当とします。 <input type="checkbox"/> 2 入札で行なうのが適当です。 <input type="checkbox"/> 3 随意契約で行ないますが、今後は入札への移行を検討してください。 <input type="checkbox"/> 4 _____ _____
-------	---

経過		契約検査課	課長	課長補佐等	担当係長等	担当	担当者
協議受付	25. 8 . 28						
協議日	25. 8 . 28						
協議書送付日	25. 9 . 2.						

(別紙)

‘地域経営型 P P P’ 検討調査業務委託
随意契約理由書

本件業務は、少子高齢化や老朽化した公共施設の維持管理負担の増大等、自治体の財政状況が厳しい中、都市が抱える課題の解決に民間の知恵と資金を組み入れる、これまでにない形での先導的な官民連携スキームとして鎌倉市‘地域経営型 P P P’検討調査を委託するものです。

鎌倉市には年間 1900 万人の観光客が訪れます。当然ながら本市の公共インフラは、この来訪者数に見合ったボリュームのものを整備・管理していくことが求められます。また、災害対策においても同様です。本市の来訪者数は、市民の 100 倍以上に相当する人数で、この公共インフラを将来に渡って市民だけで維持・管理していくことは、不可能です。このため、今後は、来訪者も、まちのステークホルダーとしてまちづくりに参画してもらうことが必要です。本市の観光客は、リピーターが非常に多く、鎌倉のまちと関わりを持ちたいと感じている人は少なくないといった視点から、これまで公益社団法人鎌倉市観光協会（以下「鎌倉市観光協会」といいます。）とともに、来訪者がまちづくりに参画できる仕組みの研究を行ってきました。今回の調査業務は、この経過を踏まえて実施しようとするものです。

また、事業主体が寄付を受ける前提であることを考慮すると、受託者を寄付金提供者が寄付控除を受けられる公益法人に限定することで、より効果的な事業展開が図れることとなります。また、公共インフラの整備・維持・管理の選択のための意見集約や合意形成を民間企業に委ねることは、公正性、公平性といった視点から、市民の理解が得られません。

以上の検討経緯を踏まえて、今後の事業化を視野に入れると、本件業務の委託先は、鎌倉市観光協会が最も適当であり、他に同等の団体はありません。また、当事業の実施により本市の観光振興とまちづくりを融合させることができるのは、鎌倉市観光協会以外にはありません。

鎌倉市観光協会は、昭和 25 年設立以来、鎌倉まつりや鎌倉薪能その他多くの観光行事を開催するなど、事業遂行能力のある公的団体です。昭和 63 年に社団法人として認定された後、今年度、公益社団法人の認可を受けました。これまでの活動により様々なデータを蓄積するとともに会員を通じて市内各分野に幅広いネットワークも保持するとともに、近年、組織の見直しにより機能強化が図られ専門家等の人材強化にも取り組んでおり、今回の業務を遂行する能力を十分に備えています。

見積金額については、観光協会が蓄積してきたデータやノウハウを活用して調査専門業者が官民連携の具体的な実現方法等について検討することについて見積もられたもので、本件事業費見積内容は、国庫補助事業の採択にあたり国土交通省の詳細な審査を経て事業採択されたものであり、国土交通省が定める平成25年度設計業務等技術者単価に基づき適正に算出されたものであり、妥当な契約予定価格であります。

以上のことから、本件委託業務については、公益社団法人鎌倉市観光協会との随意契約により契約を締結しようとするものです。

(案)

鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務委託契約書

鎌倉市（以下「甲」という。）と公益社団法人観光協会（以下「乙」という。）とは、鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務（別紙仕様書のとおり。以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から平成26年2月28日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、8,988,000円（うち消費税額及び地方消費税額428,000円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第5条第3号の規定により免除する。

（契約履行の場所）

第5条 契約履行の場所は、次のとおりとする。
鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 他

（業務の着手）

第6条 乙は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

（検査等）

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに業務完了届、委託成果品及び委託料請求書（以下「業務完了届等」という。）を提出し、検査を受けなければならない。

2 甲は、第項の業務完了届等の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

3 乙が前項の検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

（委託料の支払）

第8条 甲は、前条第1項の業務完了届等が正当であると認めたときは、業務完了の日から30日以内に乙に委託料を支払う。

（履行遅滞による違約金）

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第14条に定める率に相当する遅延利息を、乙に請求するものとする。

（危険負担）

第10条 乙が委託成果品を甲に提出する前に、委託成果品について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

（瑕疵担保責任）

第11条 乙は、業務が完了した委託成果品の瑕疵について、担保の責めを負うものとする。ただし、甲の指示した事項によって生じた瑕疵については、担保の責めを負わないものとする。

2 前項に定める瑕疵担保の存続期間は、業務完了の時から1年とする。

3 甲は、前項に定める期間内において、瑕疵のある業務の委託成果品について、乙に対し相当の期限を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

5 甲は、第2項に定める期間内において、業務を完了した委託成果品について、瑕疵を発見した場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

（甲の契約解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙が所在不明となったとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

（乙の契約解除権）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の指示により業務を変更したため、委託料が3分の1以上減少したとき。

(2) 甲の指示による業務の中止期間が、契約期間の2分の1以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後の3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(法令等の遵守)

第14条 乙は、業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に対し損害を与えたとき。
- (2) 第12条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(一括再委託の禁止等)

第16条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し、書面により甲の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面をもって甲が承認した場合は、この限りではない。

(契約の内容変更等)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

(相手方に対する通知の発効時期)

第19条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(環境配慮)

第22条 乙は、甲に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙及び役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 乙が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 乙が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、第3条に定める委託料の金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争、又は疑義を生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙間の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 鎌倉市御成町1番12号
公益社団法人 鎌倉市観光協会
会長 井手 太一

別 紙

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報保護条例等の遵守)

第1条 受託者（受託者から当該委託に係る業務の一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「乙」という。）は、鎌倉市（以下「甲」という。）の定める鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「条例」という。）及び鎌倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(受託者の措置義務)

第2条 乙は、条例第14条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いのため、次条以下に定める必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本委託業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所を特定し、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第8条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は破棄しなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

(事故時の対応)

第10条 乙は、再委託をした場合を含め、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を甲が別に定める書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第11条 乙の故意又は過失を問わず、乙又は再委託先が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲又は第三者に対して損害を発生させた場合は、乙は、甲又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

鎌倉市「地域経営型 PPP」検討調査業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、鎌倉市を甲、公益社団法人鎌倉市観光協会を乙とし、甲が発注する「鎌倉市「地域経営型 PPP」検討調査業務委託（以下「委託業務」という。）」の概要を示すものである。

1 目的

少子高齢化の進行、老朽化した公共施設の維持管理等、自治体の財政状況は厳しさが増している。この様な状況の中、安定的な都市経営を行うため、都市の抱える課題解決に民の知恵や技能、資金（市民等からの寄付を含む）等を組み入れたこれまでにない形での官民連携スキームである鎌倉市「地域経営型 PPP」について検討調査を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

- (1) 整備を必要とするインフラ等の課題抽出手法の検討
- (2) 官民連携によるプロジェクト認定手法の検討
- (3) 寄付への共感・行動を喚起できる「課題・プロジェクト案」の提示手法の検討
- (4) 寄付金の収納・管理・活用の仕組みの検討
- (5) 実行・モニタリングの手法と寄付者への伝達方法の検討
- (6) VFM の検証・アンケート調査等による効果測定と可視化の方法の検討
- (7) 運営主体の検討
- (8) 行政の既存事業との関係の明確化
- (9) 新たな寄付手法の開発

3 委託業務期間

契約締結日から平成 26 年 2 月 28 日まで

4 委託成果品

- (1) 検討調査結果報告書
(WORD ファイル用 CD 1 枚及び PDF ファイル用 CD 1 枚、印刷物 200 部)
- (2) 観光客等意識調査用コンテンツ 一式

5 一般仕様

- (1) 乙は、本業務委託に係る趣旨・目的を十分に理解し、正確、丁寧に、誠意を持って、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。
- (2) 乙は、関係法規を遵守するとともに、適正な情報管理に努めなければならない。
- (3) 委託成果品の著作権は甲に帰属するものとし、乙は、業務の過程及び結果から知り得た情報について、甲の許可を得ずに公表してはならない。
- (4) 乙は、契約締結後、速やかに作業工程表を甲に示し、承諾を得るとともに、定期的に甲と打ち合わせを行い、業務の進捗状況を報告しなければならない。
- (5) 乙は、委託業務を行うに当たり、市民、観光客等へ誠実に対応し、紛争等

が生じたときは、解決に向けて尽力しなければならない。

6 特記仕様

- (1) 乙は、寄付への共感・行動を喚起するための調査として、インターネットや大型ディスプレイを使用して「課題・プロジェクト案」を一定期間提示することにより、市民、観光客等を対象にしたモニタリング調査を行わなければならない。
- (2) 乙は、委託業務に係る周知・啓発活動として講演会、又は、市民等が参加するワークショップを1回以上行わなければならない。

7 その他

(1) 仕様書の変更

本仕様書を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、必要な手続を経て変更するものとする。

(2) 疑義の解決等

本仕様書に記載のない事項及び委託内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

平成25年8月 27 日

鎌倉市長 様

〒248-0012

神奈川県鎌倉市御成町 1-1 2

公益社団法人 鎌倉市観光協会

会長 井手 太一

TEL 0467-23-3050

FAX 0467-22-3516

御見積書

件名 鎌倉市 ‘地域経営型 P P P’ 検討調査業務

上記業務について、次のとおり見積り申し上げます。

御見積額 金 8, 988, 000 円

(上記の金額には消費税 5%を含んでいます。)

鎌倉市‘地域経営型PPP’検討調査業務

見積書

	種別	単価(円)	数量	単位	金額(円)	備考
直接人件費						
1	整備対象インフラ選定、官民連携手法、寄付金収納管理等の検討		1	式	814,800	
2	モニタリング手法、VFM検証、アンケート等効果測定及び運営主体検討		1	式	1,437,100	
3	既存の公共施設整備事業との整理、新たな寄付手法の検討		1	式	543,500	
4	報告書作成		1	式	149,000	
5	業務打合せ		1	式	325,500	
小計①					3,269,900	
直接経費						
	大型ディスプレイ使用料		1	式	760,000	
	出張交通費	1,780	10	名	17,800	
	写真・パネル製作	9,000	5	式	45,000	
	事業報告会等講師謝礼	50,000	2	回	100,000	
	報告書印刷製本	2,000	20	部	40,000	
小計②					962,800	
小計③(小計①+②)					4,232,700	
諸経費④						
(直接人件費×0.5385)			1	式	1,760,841	
一般管理費等 ((③+④)×0.4286)			1	式	2,566,459	端数処理 -2,372円
本体価格					8,560,000	
消費税						
			5	%	428,000	
合計					8,988,000	

鎌倉市長 松尾 崇 殿

補助金交付決定通知書

平成25年6月27日付け鎌政第94号で交付申請のあった平成25年度先導的官民連携支援事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成25年7月8日

国土交通大臣



記

1. 補助金の決定額 8,988千円
2. この補助金の対象となる事業、その内容及び経費の配分は、交付申請書の記載のとおりとする。
3. 本事業の実施については、関係法令及び先導的官民連携支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
4. 本事業の実施について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - (1) 本事業の内容の変更をする場合
 - (2) 本事業を中止し、又は廃止する場合
 - (3) 本事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合
 - (4) 前各号によるほか、本事業の遂行上、国土交通大臣の指示を受ける必要が生じた場合



決裁区分		部長等決裁	
件名	「かまくらタッチ」の調査に係る情報提供について		特別表示
			保存期間 10年
文書番号	行政文書分類	[大分類]-[中分類]-[小分類]-[フォルダー]	
25鎌政第247号		(010)政策創造担当- (140)所管事業- (030)公民連携- 003地域経営型PPP	
起案日	平成25年12月9日	行政文書公開	公開
決裁日	平成25年12月10日		
完結日	平成25年12月10日		
起案者	政策創造担当 担当次長（本人起案用） 担当者 大隅 啓一 （電話番号： 2791 ）		
公印使用承認・審査日			
主管・合議	決裁者 政策創造担当 承認者 政策創造担当 承認者 政策創造担当	担当部長 担当課長 技術職員	比留間 彰 林 浩一 齋藤 千夏
【伺い】次のとおり、実施してよいでしょうか。			
1 目的			
国土交通省・先導的官民連携支援事業補助金の採択を受け調査を行っている「鎌倉市『地域経営型PPP』検討調査業務」の一環として標記調査を実施するに当たり、事前に市議会議員及びメディアセンターに情報提供を行おうとするものです。			
2 調査内容			
「鎌倉市『地域経営型PPP』検討調査」に関する調査は、JR鎌倉駅東口の駅頭にデ			

スプレー（デジタルサイネージ）を設置し、スイカを使用し、賛成の投票を募る（かまくらタッチ。今回は調査の一環としてスイカを使用するもので、お金をいただくことは一切ありません。）他、インタビュー、ワークショップ（後日実施予定）などにより実施します。

今回行おうとする「かまくらタッチ」は、特に、市民・観光客を対象に参加を募る必要があることから、事前周知を行います。

なお、調査期間中に、添付文書のチラシをあわせて配付することとします。

3 実施方法

市議会及びメディアセンターともに資料送付で対応します。そのほか、秘書広報課を通じて、テレビ局等の一般メディアに対しても、情報提供範囲を広げて実施します。

また、別途、鎌倉市ホームページにおいて、同内容を公開します。

情報提供
平成 25 年 12 月 10 日

鎌倉市 政策創造担当
電話 0467-23-3000
(内線 2793)

(案)

鎌倉市議会議員 各位 (各記者 様)

「かまくらタッチ」の調査を実施します

鎌倉市が国土交通省・先導的官民連携支援事業補助金の採択を受け調査を行っている「鎌倉市『地域経営型 PPP』検討調査業務」の一環として、次のとおり、市民や観光客の方々の意向調査を行います。

今回の調査は、今後、整備が求められる公共施設等の現状と整備後のイメージを示し、市民や観光客の方々に整備の賛否やそのための負担、また維持管理の協力をしていただくことができるかどうか、可能性を伺おうとするものです。

調査は、JR鎌倉駅東口の駅頭にディスプレイ（デジタルサイネージ）を設置し、スイカを使用し、賛成の投票を募る（かまくらタッチ。今回は調査の一環としてスイカを使用するもので、お金をいただくことは一切ありません。）他、インタビュー、ワークショップ（後日実施予定）などにより実施します。

「鎌倉市『地域経営型 PPP』検討調査業務」は、老朽化が進む都市インフラ等を公民連携で整備・維持・管理を行う新たな手法を調査するもので、本市の調査においては、特に、観光客の方々も利用する本市の都市インフラの整備等に観光客の方々にも協力していただく新たな手法の検討をしているものです。

この調査は、鎌倉市が公益社団法人鎌倉市観光協会に委託しており、調査結果は本年度中に取りまとめた後、公表する予定です。

◆ かまくらタッチ調査概要（詳細は添付チラシのとおりです）

日時：平成 25 年 12 月 12 日（木）から 18 日（水）まで
午前 10 時から午後 5 時まで

場所：JR鎌倉駅東口「みどりの窓口」横

テーマ：架空のものです「市道の無電柱化」の整備前・整備後の風景を表示します。

調査の方法：駅頭に設置したディスプレイ（デジタルサイネージ）タッチしていただく意思表示数の集計と、街頭インタビューによるまちづくり意向調査を行います。

鎌倉市の腕章を着けたスタッフが、対応します。

主催：鎌倉市

調査：公益社団法人鎌倉市観光協会

事務担当：政策創造担当・大隅（2791）



鎌倉市

12月12日(木)~18日(水)
調査中

あなたの投票で、
鎌倉をもっといい「まち」に!

かまくらタッチ

みんなで鎌倉をもっと良くする「かまくらタッチ」

Suicaで投票! **ピッ**

Suica

「かまくらタッチ」とは?

市民のみなさんだけでなく、鎌倉へ訪れてくれた観光客のみなさんにも、まちづくりに参加してもらうための仕組みです。モニターに表示されたお題(プロジェクト)に対し、Suicaを使って投票! 市民や観光客のみなさんのお考えを伺う新しい試みに、ご参加ください。

今回のお題は、「市道の無電柱化」! このプロジェクトに賛成の方は、Suicaでピッと投票をお願いします。

※今回は、あくまでも調査なので、実際に無電柱化に賛成かどうかを集計するものではありません。

将来的には、「緑地の整備」「歩道の高質化」など、「まち」を良くするためのお題を提示していく予定です。今回は、調査ですが、この様な仕組みをつくり市民・観光客・行政など、「まち」に関わるみんなが一体となって、鎌倉を良くしていきたいと考えています。

そんなまちづくりの第一歩としてこの調査に参加してください。

今回の調査について

今回の調査は、老朽化する都市インフラの整備・維持管理、新たな社会ニーズに対応した環境整備やその維持管理等を民間の資金や知恵を活用して実施(公民連携)するための検討の一環で実施するものです。今後、この調査結果を通じて、都市インフラの整備等への関心度を高めるとともに、整備等の優先順位を共有し、まちに関わる全ての人たちが自分事化することが可能となる仕組みを検討していきます。

実施期間 平成25年12月12日(木)~18日(水) 午前10時から午後5時まで

お問合せ 鎌倉市役所政策創造担当

調査場所



鎌倉駅東口 みどりの窓口横

※「Suica」は東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。※Suicaのタッチで料金が引かれることや、カードまたは携帯情報端末の情報を取得することはありません。

情報提供
平成 25 年 12 月 10 日

鎌倉市 政策創造担当
電話 0467-23-3000
(内線 2793)

鎌倉市議会議員 各位 (各記者 様)

「かまくらタッチ」の調査を実施します

鎌倉市が国土交通省・先導的官民連携支援事業補助金の採択を受け調査を行っている「鎌倉市『地域経営型 PPP』検討調査業務」の一環として、次のとおり、市民や観光客の方々の意向調査を行います。

今回の調査は、今後、整備が求められる公共施設等の現状と整備後のイメージを示し、市民や観光客の方々に整備の賛否やそのための負担、また維持管理の協力をさせていただくことができるかどうか、可能性を伺おうとするものです。

調査は、JR鎌倉駅東口の駅頭にディスプレイ（デジタルサイネージ）を設置し、スイカを使用し、賛成の投票を募る（かまくらタッチ。今回は調査の一環としてスイカを使用するもので、お金をいただくことは一切ありません。）他、インタビュー、ワークショップ（後日実施予定）などにより実施します。

「鎌倉市『地域経営型 PPP』検討調査業務」は、老朽化が進む都市インフラ等を公民連携で整備・維持・管理を行う新たな手法を調査するもので、本市の調査においては、特に、観光客の方々も利用する本市の都市インフラの整備等に観光客の方々にも協力していただく新たな手法の検討をしているものです。

この調査は、鎌倉市が公益社団法人鎌倉市観光協会に委託しており、調査結果は本年度中に取りまとめた後、公表する予定です。

◆ かまくらタッチ調査概要（詳細は添付チラシのとおりです）

日時：平成 25 年 12 月 12 日（木）から 18 日（水）まで
午前 10 時から午後 5 時まで

場所：JR鎌倉駅東口「みどりの窓口」横

テーマ：架空のものですが「市道の無電柱化」の整備前・整備後の風景を表示します。

調査の方法：駅頭に設置したディスプレイ（デジタルサイネージ）タッチしていただく意思表示数の集計と、街頭インタビューによるまちづくり意向調査を行います。

鎌倉市の腕章を着けたスタッフが、対応します。

主催：鎌倉市

調査：公益社団法人鎌倉市観光協会

事務担当：政策創造担当・大隅（2791）